

新潟市と佐川急便株式会社との包括連携協定書

新潟市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することにより、地域防災、安心・安全及び環境保全の推進等に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 地域防災に関すること
- （2） 地域の安心・安全に関すること
- （3） 環境保全の推進に関すること
- （4） 市政のPRに関すること
- （5） その他

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

3 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の見直し）

第2条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方に承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月13日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通一番町602番地1
新潟市

新潟市長

乙 東京都江東区新砂2丁目2番8号
佐川急便株式会社

取締役